

宮崎物産協会規約

(目的)

第1条 本会は宮崎地方の産業の振興に資するため、物産の生産奨励ならびに宣伝、紹介、および販路拡張に努め、あわせて会員相互の発展向上をはかる。

(名称ならびに事務局)

第2条 本会は宮崎物産協会と称し、事務局を宮崎市（以下、「市」という。）におく。

(事業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特産品の共同宣伝および販路開拓を行うための物産展を開催する。
- (2) 特産品の取引紹介および斡旋
- (3) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は宮崎地方の商工業者ならびに産業団体および協会の趣旨に賛同するものとする。

(会費)

第5条 本会の会費は次のとおりとする。

市内会員	年額	10,000円
市外会員	年額	12,000円

(入会・退会および除名)

第6条 本協会に入会しようとするものは、次の各号の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 営業を営むために官公庁により受けた営業許可書の写し（食品関係のみ）
- (3) 誓約書
- (4) その他、会長が必要と認めるもの

- 2 理事会は、前項の規定により入会申込みのあったものについて「入会審査基準」(別表1)に基づいて審査を行い、その結果を書面で通知しなければならない。
- 3 会員は退会しようとするときは、その理由を書面にて会長に提出しなければならない。
- 4 会員が次の各号に該当するときは、除名することができる。
 - (1) 会費を2年間納入しない場合
 - (2) 本協会の信用を著しく傷つける行為があった場合
 - (3) その他 理事会が、必要があると認めた場合

(役員及び顧問)

第7条 本会に次の役員をおき、その任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

欠員または増員による役員の任期は前任の残任期間とする。

会	長	1名
副	会 長	2名
理	事	15名以内(1名は会計兼務とする。)
監	事	2名

- 2 本会に顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の選任)

第8条 役員は総会において選任する。ただし、会長・副会長は理事の互選とする。

- 2 顧問は理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第9条 会長は会務を総理し、協会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

監事は会計事務を監査し総会に報告する。

(理 事 会)

第10条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し、協会の運営上必要な事項を審議決定する。

(事業部会)

第10条の2 本会の事業の円滑な運営を図るため、事業部会をおくことができる。

2 事業部会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(協会職員)

第11条 協会に次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。

事務局長	1名	書記	若干名
------	----	----	-----

(総会)

第12条 本会は毎年1回通常総会を開き、会務を報告し、予算および事業計画の審議決算の承認、その他必要な事項について審議する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、手数料、委託料、補助金ならびに寄付金とする。手数料の額は別に定める。

(弔慰等)

第14条 本会会員の弔慰金並びに、病気・災害見舞金については、次の給付を行う。

死亡弔慰金	10,000円	
病気見舞金	10,000円	10日以上入院
災害見舞金	10,000円	

2 その他、関係団体については、総会または理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(協会主催の物産展への参加)

第16条 協会が主催する物産展に参加する際の基準は「物産展参加基準」(別表2)のとおりとし、他団体が実施する物産展で協会の推薦により参加する場合も同様とする。

(本規約外の事項)

第 17 条 この規約で定めるもののほか必要な事項は、総会または理事会の承認を経て会長がこれを定める。

(規約の改正)

第 18 条 本規約の改廃は総会において定める。

(附 則)

本規約は昭和 48 年 5 月 1 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 3 年 5 月 21 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 4 年 5 月 14 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 7 年 6 月 28 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 9 年 5 月 26 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 12 年 5 月 30 日から実施する

(附 則)

本規約は平成 13 年 6 月 8 日から実施する。

(附 則)

本規約は平成 28 年 7 月 13 日から実施する